

○名寄市立大学教授会規程

平成 18 年 4 月 5 日

改正 平成 19 年 6 月 6 日 平成 22 年 2 月 23 日

平成 22 年 5 月 12 日 平成 27 年 2 月 4 日

平成 30 年 6 月 6 日

(設 置)

第 1 条 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 93 条第 1 項及び名寄市立大学学則（平成 18 年名寄市規則第 100 号。以下「学則」という。）第 18 条の規定に基づき、名寄市立大学（以下「本学」という。）に教授会を置く。

(組 織)

第 2 条 教授会は学長、教授、准教授、専任講師、助教及び助手（以下「教授会構成員」という。）をもって組織する。

2 教授会が必要と認めたときは、その他の職員を会議に出席させることができる。

(審議事項)

第 3 条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
 - (2) 学位の授与に関する事項
 - (3) 学則等学内規程の制定及び改廃に関する事項
 - (4) 学科目及び学科、課程に関する事項
 - (5) 試験及び単位の認定に関する事項
 - (6) 学生の賞罰に関する事項
 - (7) 学生の厚生補導に関する事項
 - (8) 研究生及び科目等履修生に関する事項
 - (9) その他本学の教育研究に関する重要な事項
- 2 教授会は、前項に掲げるもののほか、学長及び学部長その他教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 3 教授会は、前 2 項に掲げるもののほか、教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）に規定する、その権限に属する事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(会 議)

第 4 条 教授会は、学長が招集し、その議長となる。

- 2 学長に事故があるとき又は欠けたときは、学長職務代理者が教授会を招集し、その議長となる。
- 3 定例教授会は、原則として毎月 1 回これを招集する。ただし、緊急に必要があると認めたときは臨時に教授会を開くことができる。
- 4 教授会構成員の 3 分の 1 以上から、会議に付すべき事項を示して教授会招集の請求があったとき、学長は教授会を招集しなければならない。

5 教授会は原則として公開しない。ただし、教授会において承認した場合は、この限りでない。

(会議の成立)

第5条 教授会は、教授会構成員現在数の過半数をもって成立する。ただし、休職中、外国出張中又は、国内研究員として出張中の教授会構成員は現在数に算入しない。

(議 決)

第6条 議事は、出席した教授会構成員現在数の過半数をもって決する。ただし、法令又は、他の規程等に別段の定めがあるときは、この限りでない。

2 可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(庶 務)

第7条 教授会に幹事をおき、事務局長をこれにあてる。

2 幹事は、教授会の事務を総括し、議事録を作成する。

3 議事録は、幹事が保管し、教授会構成員の請求があった場合は、閲覧に供する。

4 議事録は、原則として公開しない。ただし、教授会が必要と認めた場合は、この限りではない。

(補 則)

第8条 この規程の改正は、教授会構成員の過半数の同意を必要とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則(平成19年6月6日)

この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定中「及び専任講師」を「、専任講師、助教及び助手」に改める部分は、平成19年7月1日から施行する。

附 則(平成22年2月23日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年5月12日)

この規程は、公布の日から施行し、平成22年4月7日から適用する。

附 則(平成27年2月4日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成30年6月6日)

この規程は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。